

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント (認証番号:25地福第2227-2号)
訪問調査 実施日： 平成27年11月18日(水)

②事業者情報

名称:(法人名)安城市 (施設名) 安城市立あけぼの保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 黒柳 好美	定員(利用人数): 290 名
所在地:〒446-0008 愛知県安城市今本町8丁目9番地8	TEL 0566-97-8609

③総評

◇特に評価の高い点

保育園は創立66年の歴史を有し、豊田市にほど近い安城市北端の閑静な住宅地に位置している。小学校と隣接し、付近には公園や川、神社や寺などがある。近くに国道1号線や名鉄安城駅があり、交通の要所でもあり保護者の就労ニーズに応じて広範囲の地域から子どもが入所している。7時15分から19時まで開園し、生後6か月からの預け入れができる。また、あけぼの子育て支援センターが併設されている。鉄筋コンクリート2階建ての園舎から一望できる園庭には、桜やかりんなど数々の樹木や菜園、花壇などがあり、四季の変化を感じながら子どもたちは過ごしている。小学校のプールには鴨が渡来し、仲良く泳ぐ姿を保育園の窓から眺めることができ、自然の風物を鑑賞できる環境にある。

養護と保育の一体的な展開を目指し、施設長初め職員が保育の良さや基礎などについて話し合いをし、一人ひとりの子どもの欲求や心の育ちを受け止め、子どもの個性に合わせ丁寧な保育を継続する中で、子どもも保育士も、「楽しかった」と、笑顔で語らう姿が日々表出されている。また、登降園時に施設長や主任保育士が門の前に立ち、挨拶を交わしながら保護者とのコミュニケーションを図ったり、保護者や地域の方々の思いや意見を尊重し保育に活かす中で、信頼関係が深められている。

子どもたちは明るく清潔な保育室や園庭で、笑顔に満ち伸びのびと遊び活気ある生活を送っている。言葉づかいや礼儀も正しく、職員の行き届いた配慮が見られ、質の高い保育姿勢や保育内容が感じ取られる。職員間の連携や協力関係も良好であり、組織体制が機能され安定した保育が運営されている。

”心身ともに健やかでよく遊ぶ子”を目指して、年齢に応じた生活体験や遊び、行事などを子どもと共に話し合い保育に取り入れながら、子どもの生活や遊びの経験を広げ充実するようにしている。また、「体を動かして遊ぶ楽しさを味わえる子を目指して、遊びの環境構成と援助を探る」を職員の研究テーマとして掲げ、日々研鑽をしながら子どもの保育に繋げている。手作りの「散歩マップ」で地域の様子を見て散歩に出かけたり、近くの公園で遊んだりして身近な社会事象や自然事象に触れる機会を大切にしている。また、地域高齢者との交流、読み聞かせや人形劇など様々な地域ボランティアとの遊びの体験を取り入れている。中でも、運動遊びのボランティアによる工夫された遊びの提供は、子どもたちの人気の遊びとなっている。さらに、公民館の作品展に子どもの作品を展示したり、公共バスを利用して遠足に出かけたりして、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるようにし、あけぼの保育園ならではの特色が保育に活かされている。

◇改善を求められる点

(提供するサービスの標準的な実施方法の検証について)

・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけ、定期的な見直しもしている。

・計画と実践状況との見直しはされているが、70名を超える職員数や7割に近い臨時職員、経験年数が異なる保育士が多い中、保育士間での実施の手順や方法、掲示物や実際の保育用具等との妥当性などについて、子どもの年齢や発達と保育内容との照らし合わせや実施時の差異などの検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。

(保育所が有する機能の地域への還元について)

・保育所が有する機能の地域への還元については、園開放や保育園の見学を通して遊びの場の提供や相談にも応じている。育児相談の中で、地域の未就園児や保護者へ地域の保育園や幼稚園の子育て支援情報などの提供を行っている。また、ホームページや掲示板、パンフレットで行事や子育てに関する遊びや情報などを広めるようにしている。

・園内に子育て支援センターが併設されており、それぞれが有する機能を地域に還元しているが、保育園特有の機能を活用した取り組みの工夫を期待したい。

(ボランティア受入体制について)

・ボランティア受入体制については、ボランティア受入担当者が設置され、マニュアルも整備し受入体制を整え対応している。

・トラブルや事故の未然防止、有意義な機会とするためにボランティアへの研修や登録手続き、実施状況の記録なども整備されることを望みたい。

(気になる子や特別支援を要する子どもの保育について)

・気になる子や特別支援を要する子どもについては、個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討会で共有を図り子どもの状況に応じた保育をしている。また、児童相談センターや保育カウンセラーの指導や助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。

・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びが指導計画の中で位置づけられているが、子どもの発達状況や課題発達などが読み取りにくい。指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になるような工夫を望みたい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたり、保育士がグループに分かれ評価したことで保育の振り返りができ、自信を持って見直したりすべきことに気づき保育への意欲につながりました。また、保育所の役割や求められていることを再認識する機会となり、園の課題を職員で共通理解できたことで、今まで躊躇していた取り組みも進められるようになり利用者の満足度に繋がりました。今後も、今回の学びを生かし安心安全な保育環境作りに努めていきたいと思っております。また、改善点としては、保育所の機能を活用した地域への還元の取り組みの再考と、70名を超える職員のうち約7割が臨時職員であり経験の差も大きいという職員体制の中、提供するサービスがより標準的に実施できるよう保育内容の検証を多角的に行うことを課題とし質の向上に努めていきたいと思っております。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	① ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	① ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

【理念や基本方針の策定】

・安城市の基本理念を基に、あけぼの保育園の理念や基本方針、保育園目標を作成し、保育園事業計画や入園のしおり、入園の情報誌、保育園だより、ホームページ等で明文化している。
 ・保育理念に保育所の使命や役割、子どもの保育などあけぼの保育園の保育の特色が明記されているが、保育園を取り巻く環境や地域社会に対する保育所の使命などが反映されていない。保育園を取り巻く環境や地域社会に対する保育所の使命などを反映されるような工夫を期待したい。

【理念や基本方針の周知】

・職員には、理念や基本方針を明記した文書を配布し、年度当初や職員会議、月案作成会議、ミーティング等の折に周知を図るようにしている。また、定期的に機会を設け、保育の現状と基本方針の照らし合わせを継続的に行い、周知状況を確認している。

臨時職員には文書を配布し、年度当初に説明をして周知を図るように努力している。また、必要に応じて施設長が個々に説明をする機会を設けている。

事務室や玄関、廊下、保育室等に理念や基本方針をグランドデザインと共に掲示し、視覚的な周知効果を図っている。

・保護者には、理念や基本方針を明記した入園のしおり等を一日入園時に配布し、文書に基づいて説明をしている。また、園の便り等に明記して、配布をしている。来園者にも分かるように、玄関や廊下、保育室等に理念や基本方針をグランドデザインと共に掲示している。保護者が参加する保育参観や行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら保育の経過を話し、周知を図る努力をしている。

保育園の見学に訪れた保護者に情報誌を配布し、保育の特色や保育サービスについて説明をし、理解が得られるように努力をしている。また、保育園の特色や様子がよく分かるホームページを作成したり、情報誌を市役所子ども課へ設置している。

・地域への情報発信として、情報誌を地域の関係機関等へ配布をしたり、説明したりする機会の工夫を期待したい。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	① ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	① ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	① ・ b ・ c

I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	① ・ b ・ c
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【中・長期計画の策定、それに基づく事業計画の策定】

・安城市子ども子育て支援事業を基に、質の高い保育・保育士の資質向上・施設設備を基本として、保育園の実情に応じた中・長期計画を策定し、概算としての収支を計上している。

事業計画については、あけぼの保育園が目指す研究テーマや特色のある保育、健康や障害児、保護者支援、安全対策や食育の推進、地域交流や幼・保・小との連携、人材育成等、中・長期の内容を反映し策定している。また、保護者には、内容を集約し図式化して、分かりやすく表記した計画が策定されている。

【組織的な策定】

・保育課程を始め保育に関する単年度事業計画は、職員参画の下に会議等で検討し、合議のうえで計画を策定し、あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い、次年度に反映させるようにしている。また、保護者会の意見や意見箱による保護者の意見も取り入れながら策定し、見直しを図るようにしている。

【事業計画の周知】

・各事業計画は全職員に書面で配布し、年度当初や会議、保育の検討会等の折りに周知を図るようにしている。また、職員全体で進捗状況の確認や見直しをしながら継続的に取り組むように努めている。

保護者には入園説明会や保護者会などで、内容を集約し図式化した書面を配布し、書面に基づいて周知をしている。保育園の「あけぼのたより」等で具体的な内容を示し、啓蒙している。また、事業展開の折には、ホームページや園だより、掲示板、口頭等で継続的な周知をしている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	① ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	① ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	① ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>【管理者の責任とリーダーシップ】 (管理者の責任の明確化) ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について、年度当初に文書に基づき口頭で表明をしている。また、保育園事業計画を用いて会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。</p> <p>・遵守すべき法令等の理解については、福祉分野やそれ以外の基本的な関連法等をリスト化したり、施設長自ら研修に参加し最新情報を入手したりして、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関する資料を収集し、必要に応じて資料を配布したり読み合わせをしたりして理解を深めるように努力をしている。</p> <p>(管理者のリーダーシップの発揮) ・安城市の「年度目標シート」を基に保育の質の向上を目指して、組織的に取り組んでいる。また、基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを施設長自ら積極的に行い、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。 園の目標に向け、「体を動かして遊ぶ楽しさを味わえる子を目指して」を本年度の研究テーマとして設定し、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるために指導力を発揮している。</p> <p>(経営や業務の効率化と改善に向けた取組) ・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた人員配置、休憩時間や事務処理時間の確保、安全で怪我のない職場環境の整備、働きやすい環境等に職員の意見も取り入れながら積極的に取り組んでいる。また、保護者対応や子育て支援などにも積極的な取り組みをしている。</p>	
---	--

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	① ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a ・ ② ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【事業経営をとりまく環境の把握、経営状況の分析と改善課題の取組み】

・行政からの情報を得て社会福祉事業全体の動向を収集し、福祉サービス全体に対するニーズを把握するように努めている。地域の町内会や小学校の行事や会議に参加したり、併設している子育て支援センターの情報を得て、保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向等を把握するようにしている。また、保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向や潜在的利用者に関する情報、子どもの数や世帯構成の変化などの把握に努めデータ化に心がけている。

・経路上の分析等を行う担として施設長、主任保育士が位置付けられており、経路上の課題を解決していくために会議の場で職員の意見を聞くようにしたり、必要に応じて経営状況や改善に向けた取組み等を職員に周知している。低年齢児増加の動向等を加味して、設備や修繕など安全面や環境などについての改善課題を事業計画に反映させ、行政と連携を図り、継続的な取組みに努力をしている。

【外部監査の実施】

・監査委員による監査を受けており改善課題は速やかに改善をしている。また、第三者評価を受審し、経営改善を図るようにしている。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ ② ・ ③
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	① ・ ② ・ ③
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ ② ・ ③
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ ② ・ ③

評価機関のコメント

<p>【人事管理の体制の整備】 ・行政の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、職員に個人面談を実施し、人事体制や配置等について意見を聴取したり、保育園の方針を周知するようにしている。</p> <p>子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的なプランを有し、必要に応じて人材を確保して助言や指導を得ている。</p> <p>・行政の考課基準に基づいた人事考課を導入し、職員に明示し実施している。また、結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。</p>	
<p>【就業状況への配慮】 ・行政管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保している。就業状況等について主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談にも応じるようにしている。また、良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みが整えられている。</p> <p>・行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進、リフレッシュ事業等積極的に利用している。臨時職員においても、健康診断の機会が確保されている。メンタルヘルスの窓口もあり参加できる体制になっている。</p>	
<p>【職員の質の向上に向けた体制の確立】 ・職員の研修体制については、行政の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために運動遊びの技量の構築や遊び環境の工夫、安全に配慮しての救急法の習得などを取り入れた保育園独自の研修計画を策定し実行している。</p> <p>園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修を実施している。また、知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた個別指導の実施や、保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加を推進している。研修報告書を作成し職員会議等で報告をし、研修成果を保育内容に反映させている。</p>	
<p>【実習生の受入れ】 ・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交し、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。</p>	

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ ② ・ ③
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ ② ・ ③
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	① ・ ② ・ ③
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ ② ・ ③

評価機関のコメント

【事故、感染症の発生時などにおける利用者の安全確保のための体制整備】

・行政の危機管理や保健衛生、災害対策等のマニュアルを基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や感染症、不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。

子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。

感染症に関するマニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時の折、口頭で保護者に周知している。

不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。

【災害時に対する利用者の安全確保のための取組み】

・災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も実施され見直しも行われている。

保護者に災害時の対応について話し合う機会や書面の配布により周知を図り、保護者の協力を得て避難訓練を実施している。

【利用者の安全確保のためのリスクの把握と対策の実行】

・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや安全チェックを基に安全に配慮し事故防止に努めている。

・施設遊具等の安全に関する各種の安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。また、遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的に行っている。

【調理場、水周りなどの衛生管理や食中毒等の発生時の対応と体制の整備】

・調理の衛生管理やノロウイルス等についての管理マニュアルを、担当職員に配布し周知を図っている。定期的な衛生管理に関する会議や研修に担当者を参加させ、職員会議等で報告をしている。また、マニュアルに沿って、常に清潔状態を保ち適切に実施し、日々の業務点検チェックも行っている。定期的な保健所の検査を受けている。

食中毒発生時に対応できるマニュアルがあり、対応方法については行政や近隣の保育園と連携を図りながら的確に対処する仕組みが整っている。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	a ・ ⑥ ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	a ・ ⑥ ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ⑥ ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	① ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	① ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	a ・ ① ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	a ・ ① ・ c

評価機関のコメント

<p>【地域との関係の適切な確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保育と地域に関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えについては保育課程に位置付け、実践活動として参加している。 遊びを通して、公民館祭りへ園児の作品展示、老人会や幼稚園との交流、バスを利用した遠足など地域での社会体験の場を広めている。 地域ボランティアの情報を収集し、スポーツクラブとの遊び交流、交通安全クラブの交通安全指導などの地域の人材を活用し、一緒に遊んだり行事等で協働する体制を整えている。また、施設長は地域の会合に出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。 保育体験で近隣の中学生を受け入れ、交流の場を設けている。受け入れの際には、担当者が位置付けられ、意義や方針を職員間で理解している。 ・保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々との交流の機会を通して、子どもが地域の行事や活動に積極的に参加する機会や、職員やボランティアが協働する体制を整え、活動を通して本物に触れたり、感動体験を味わう機会を設けていく努力を期待したい。 ・保育所が有する機能の地域への還元については、園開放や保育園の見学を通して遊びの場の提供や相談にも応じている。育児相談の中で、地域の未就園児や保護者へ地域の保育園や幼稚園の子育て支援情報などの提供を行っている。また、ホームページや掲示板、パンフレットで行事や子育てに関する遊びや情報などを広めるようにしている。 ・園内に子育て支援センターが併設されており、それぞれが有する機能を地域に還元しているが、保育園特有の機能を活用した取り組みの工夫を期待したい。 ・ボランティア受入体制については、ボランティア受入担当者が設置され、マニュアルも整備し受入体制を整え対応している。 ・トラブルや事故の未然防止、有意義な機会とするためにボランティアへの研修や登録手続き、実施状況の記録なども整備されることを望みたい。 <p>【関係機関との連携の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し職員室に設置し、会議等で説明して共有を図っている。保護者には必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供したり、保護者向けの事業計画の中でも紹介している。 ・担当課や医療機関、児童相談センター、療育センターや支援センター、発達支援施設、小学校、主任児童委員、嘱託医等との連携を図っている。小学校への行事等の啓蒙や小学校教員と職員との話し合いの場も設けている。また、入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して、各小学校に持参し、必要に応じて情報交換を行うようにしている。 <p>【地域の福祉向上のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園開放や育児相談、保育園見学、子育て支援センター等を通して福祉、子育てニーズの情報を把握するようにしている。また、地域で定期的開催される会議などに出席すると共に地域の行事に参加し、協力関係を保つ中で具体的なニーズの把握に努めている。 ・保育園児や未就園児の保護者や地域交流事業等を通してアンケートを実施しニーズの把握や、具体的な事業や活動について年間を通してより具体的に示した活動計画等に基づいて評価をしていくことを望みたい。 	
---	--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>【利用者を尊重する姿勢の明示】 ・一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書を職員に配布し、口頭での説明等によって共通理解を図っている。また、各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするようにしている。また、子どもたちにも人権養護に関わる話や視聴覚教材等を通して心を育てるようにしている。</p> <p>・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、市のマニュアルを基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。</p> <p>・保育園を取り巻く地域の特性を考慮し、外国人の文化や生活習慣、宗教などに対して配慮したマニュアルの補足も望みたい。</p>			
<p>【利用者満足の上昇についての努力】 ・保育参観や運動会、生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施している。また、個人懇談会や意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションを通して意向を把握するようにしている。</p> <p>子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞き、相談にも応じている。得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。</p> <p>・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。</p>			
<p>【利用者が意見等を述べやすい体制の確保】 ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを入園のおしりや園だよりに明記し、口頭でも保護者に周知している。登降園時には必ず門の前に立ち挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、保育カウンセラーの訪問予定を保護者に知らせたり、相談者のプライバシーを配慮し個室で相談を受けるようにして環境を整えている。相談記録も取っている。</p>			

・苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をし、分かりやすい文書で掲示もしている。苦情受付書に記録をし、対応策等を保護者等にフィードバックしている。

・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルを整備し、記録に明記している。日常的なコミュニケーションによる平易な事項も明確に記録している。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。

保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	① ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>【サービスの質の向上に向けた組織的な取組】 ・保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行っている。また、年度当初に保育に対する目標や運営方針を立て、職員の個人面談で課題の整理や改善に向けて検討する機会や園全体で検討する場を設け、園の保育に反映させるようにしている。</p>			
<p>【提供するサービスの標準的な実施方法の確立】 ・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認、見直しは定期的に保育等の検討会で行われ、職員の意見や提案等が反映されている。 ・計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。</p>			
<p>【サービス実施の記録の適切化】 ・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 また、子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をしたり、保育カウンセラーによるケース検討会の情報を職員間で共有を図っている。</p>			

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【サービス提供の開始・継続の適切な実施】

・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、あけぼの保育園の園紹介パンフレットを市役所こども課に置き、情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。ホームページは、保育園の特性や特徴を活かした情報を広域に提供している。

・行政により、入園決定に関する書面や保育サービス、料金等明示した資料を保護者に送付または、配布をし、関連書面のデータ化を行っている。入園時に書面を配布し説明したうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報について説明し、同意書を得ている。

・退園・転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしている。パンフレットで知らせている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【利用者に対するサービス実施計画の策定】
 ・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握し、個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。

・保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を全職員が参画し策定している。
 ・サービス実施計画の評価・見直しについては、保育計画は、全職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。また、各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	a ・ ② ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【保育所保育の基本】

(養護と教育の一体的展開)

・市の基本的考えを背景に、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている趣旨を踏まえ、保育所保育指針に基づいたあけぼの保育園の保育課程が編成されている。子どもの遊びや生活を通して、「心身ともに健やかでよく遊ぶ子」を目指して、「意欲的に遊ぶ子・話す、聞くことのできる子・思いやりのある子・楽しく生活する中で良い習慣を身に着ける」を育てることに心がけ、心と体のバランスのとれた保育内容を職員参画の下で編成し、定期的に評価し、評価に基づき改善を図っている。

・乳児保育のための環境整備については、安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧にゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れられている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や乳幼児突然死症候群のチェックを実施している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをし、スキンシップをしながら情緒の安定を図っている。生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。園庭に面した、広々とした乳児専用の廊下は、季節、個々の遊びやリズムに合わせて、外気に触れて十分に遊べる場ともなっている。

・1・2歳児の保育については、子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧にゆったりとした保育に心がけている。

1・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。子どもの自己主張や自我の育ちを支援、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしたり、人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。

・3歳以上児の保育については、3歳児保育室が1階と2階に分散しているが、各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。

・小学校との連携については、小学校の行事などの啓蒙活動やプール利用体験をする機会を設けたりして、小学校への期待が持てるような活動を取り入れている。

自尊心の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを、遊びを通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。

入園している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して、それぞれの小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、保護者には、保育参観で子どもの様子を観る機会があり、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。

【環境を通して行う保育】

(子どもが心地よく過ごすことのできる生活にふさわしい場の確保)

・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるようにチェックリストを使用して点検をしている。砂場はキャットアウト対策として、消毒液の散布や掘り起こしなどをして砂の清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。

・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。

生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。子どもの心情や状態に応じて、くつろいだり落ち着くことのできる場で、保育士が身近で穏やかに応じている。

・1歳児、2歳児など3歳児未満児の保育室の配置は、1階・2階に分散しており、幼児用保育室を未満児の保育室として使用している。トイレ環境も改善や工夫はされているが、安全で心地よい環境の保障という観点から、物の配置や整理整頓、営繕等の見直しや計画等への反映を期待したい。

(子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができる環境の整備)

・子ども一人ひとりの発達を把握し、基本的な生活習慣や生理現象など、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをしている。戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。

(子どもが主体的に活動したり、友達との協同的な体験ができるような環境)

・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。

遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や遠足や散歩、夏祭りやお別れ会など意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にしている。

(身近な自然や社会と関われるような環境の整備)

・園庭には、桜、かりん、柿など四季を感じる樹木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。昆虫やメダカ、ザリガニなどの飼育や草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。

手作りの「散歩マップ」で地域の様子を見たり、近隣の公園で遊んだり、地域散策など身近な社会事象や自然事象に触れる機会がある。また、にこにこ会で地域老人との交流、読み聞かせや体操遊びなど様々な地域ボランティアと遊びの体験を取り入れている。公民館の作品展に子どもの作品を展示したり、公共バスを利用して総合運動公園へ遠足に出かけたりするなど公共の場での交流や地域の人々と積極的に関われるようにしている。

(豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できる環境の整備)

・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、クレパス、粘土などの素材が自由に使えるように用意されている。また、ピアノ、カスタネットなどの楽器も子どもの興味に応じて使えるように用意され、自由に表現する楽しさを味わうためのコーナーや場が設けてあり、遊びを楽しめるようにしている。

日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りカードや当番活動を通して文字や数字に興味や関心が向けられるようにしている。

(主体的な自己評価の取組みと保育の改善)

・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。また、自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【特別なニーズに応ずる保育】

・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけも子どもをよく受容するように努めている。

・気になる子や特別支援を要する子どもについては、個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討会で共有を図り子どもの状況に応じた保育をしている。また、児童相談センターや保育カウンセラーの指導や助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。

・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びが指導計画の中で位置づけられている。指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になるような工夫を望みたい。

・長時間にわたる保育については、延長保育計画に基づいて、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりくつろいだり、異年齢でも遊べるような環境の配慮に保育園は苦慮している。また、保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしたり、保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮している。

【子どもの食と健康】

・子どもが育てた野菜を収穫し、可能な範囲で給食やおやつに取り入れるなど食育推進事業に取り組んでいる。給食のサンプルを展示したり、食事に関わる用務員と言葉を交わしたり会食をしたりし、食べ物に関心を持つようにしている。また、食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲に応じて食事量も配慮している。

・乳幼児にふさわしい食生活の展開については、職員も子どもと一緒に食事をしながら、好き嫌いや食事量を把握している。時には食事に関わる用務員も子どもと一緒に食事をし、食事の様子を見て献立に反映させている。献立は、旬の物や季節感のある食材を活かし、手作りおやつや行事食も取り入れている。また、子どもの発育や体調を考慮した調理の工夫もしている。喫食状況や残食の調査記録をまとめ、献立や調理の工夫に反映させている。

・食事に関わる家庭との連携については、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを登載した毎月の「献立表」を事前に配布したり、通用口付近に毎日の給食サンプルを展示し、保護者に知らせている。また、食育計画の一環として、給食試食会を開催して子どもと一緒に給食を楽しむ中で、栄養、味付け、量、マナー等を知らせる機会も設けている。

・給食サンプルの設置場所や設置時間、安全な保管方法などについて再度検討をし、保護者が食育についてより理解を深め、関心を持つような工夫を期待したい。

・子どもの健康に関しては、健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて、適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。怪我や体調不良、感染症、視診等の健康マニュアルを作成している。

個々の健康状態や健康診断等の記録は、看護師が適切に処理・管理している。保育時間内での体調の変化については看護師や施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。

・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を文書や口頭で保護者に伝え、保育に反映させている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。

・アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書や指示書を得て、保護者、施設長、主任保育士、看護師を交え綿密な打ち合わせを行ない、献立表を基に保護者の意向を聞きながら給食センターと連携し、除去食対応をしている。また、日々の保育では、施設長や主任保育士、看護師、用務員、担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。

会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

			第三者評価結果
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加え、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>【家庭との密接な連携】</p> <p>・個人懇談会や家庭訪問に加えて、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握し、共通理解を深めるようにしている。また、毎月の園だよりや個々のたより、子どもの作品展示等の機会に、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。</p> <p>・個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようになっている。</p> <p>意見箱を常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。</p> <p>・虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載している。また、マニュアルに基づく研修を行っている。虐待の疑いが生じた場合、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、直ちに、行政、児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会、通告を行う体制が整っている。</p>			